

### 3 保険料の納め方 ～年金受給額などによって2種類に分かれます～

**特別徴収**・・・ 保険料は原則として、特別徴収（年金からの差引き）となります。次のいずれかに該当する人は、特別徴収の対象とならない場合があります。

- ・ 公的年金受給額が年額 18 万円未満の人
- ・ 4月時点で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金などを受給していない人
- ・ 介護保険料が特別徴収されている人で、それぞれの保険料の合算額が特別徴収対象年金額の 1/2 より大きい人
- ・ 口座振替による納付を行っており、納付方法変更の手続きをしている人

◆年 6 回の年金支給日に各期別保険料が差引かれます。

仮徴収			本徴収		
1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期
4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月

●前々年の所得をもとに仮算定した保険料を納めます。

●前年の所得をもとに計算した年間保険料から仮徴収額を差引いた額を納めます。

**普通徴収**・・・ 次のいずれかに該当する人の保険料は、市からお送りする納付書により、金融機関、コンビニエンスストアまたは市役所で納付いただくか、口座振替での納付となります。また、スマホ決済アプリでキャッシュレス納付ができます。使用可能アプリ：PayPay PayB au PAY FamiPay

納付方法の詳細は  
福山市ホームページをご覧ください。



（手続きをすることで、納め忘れがなく便利な口座振替を利用することができます。）

- ・ 特別徴収の対象とならなかった人
- ・ 年度途中で資格取得した人（特別徴収の条件に該当すれば、資格取得または転入の約8～10ヶ月後から特別徴収となります。）

◆普通徴収の納期は次のとおりです。各月の末日（12月は25日）が納期限です。

1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期
7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月

- 前年の所得をもとに算定した年間保険料額を8回の納期に分けて納めます。
- 納期月の末日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日が納期限日です。

### 4 口座振替を選択することができます

特別徴収の対象となっている人でも、特別徴収を停止し、普通徴収（口座振替）の方法で納付することができます。希望する人は次の方法で手続きをしてください。

【手続きの流れ】

- 1 金融機関等で口座振替の手続きをする  
手続きに必要なもの・・・[金融機関の場合] 通帳、金融機関の届出印等

**ペイジー口座振替受付サービスも利用できます。**

窓口で手続きされるご本人様のキャッシュカードがあれば、保険年金課及び各支所の窓口で口座振替の手続きが可能です。

**対象の金融機関**

広島銀行、中国銀行、もみじ銀行、ゆうちょ銀行、福山市農業協同組合、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、しまなみ信用金庫、山口銀行、伊予銀行、愛媛銀行、広島信用金庫、中国労働金庫

※ICカードなど、一部対応していないキャッシュカードがあります。

- 2 市役所の後期高齢者医療の担当窓口で納付方法変更の手続きをする  
手続きに必要なもの・・・1で手続きした口座振替依頼書の「お客様控」、資格確認書等

※口座振替により保険料を納付した場合の社会保険料控除は、実際に保険料を支払った人（口座名義人）に適用されます。これにより世帯にかかる所得税や住民税が減額となる場合があります。

※手続きしてから特別徴収が停止となるまでに2～3ヶ月かかります。

※口座振替が不能となった場合は、特別徴収を再開します。

### 5 保険料の軽減措置について（※申請不要）

◆所得が少ない人への均等割の軽減

軽減後の均等割額	世帯内の被保険者と世帯主の2024年（令和6年）中所得の合計額	
	世帯状況	計算方法
7割軽減 (14,886円/年)	給与所得者等が1人以下の場合	「基礎控除額（43万円）」以下の場合
	給与所得者等が2人以上の場合	「基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）」以下の場合
5割軽減 (24,810円/年)	給与所得者等が1人以下の場合	「基礎控除額（43万円）+30万5千円×被保険者数」以下の場合
	給与所得者等が2人以上の場合	「基礎控除額（43万円）+30万5千円×被保険者数+10万円×（給与所得者等の数-1）」以下の場合
2割軽減 (39,696円/年)	給与所得者等が1人以下の場合	「基礎控除額（43万円）+56万円×被保険者数」以下の場合
	給与所得者等が2人以上の場合	「基礎控除額（43万円）+56万円×被保険者数+10万円×（給与所得者等の数-1）」以下の場合

※給与所得者等：給与所得又は公的年金等に係る雑所得が1円以上ある人

●所得が公的年金の場合は、軽減判定の際に限り、15万円を限度として控除があります。（1960年（昭和35年）1月1日生以前の方）

●軽減判定の際には、「専従者控除」、「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。

●ここでいう世帯とは、賦課期日現在（2025年（令和7年）4月1日もしくは資格取得日）の世帯です。

◆会社の健康保険などの被扶養者であった人への軽減

制度加入の直前に会社の健康保険などの被扶養者であった人は、所得割額の負担はなく、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。ただし、所得が少ない人への均等割額の軽減にも該当する人については、いずれか大きいほうの割合が軽減されます。